

千葉県告示第1002号

千葉県環境影響評価等技術指針の一部改定について

千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第39号）第7条第2項の規定により、千葉県環境影響評価等技術指針（平成11年千葉県告示第249号）の一部を改定したので、同条第4項の規定により告示します。

令和5年12月7日

千葉市長 神谷俊一

千葉県環境影響評価等技術指針を次のように改定する。

改定前	改定後
<p>第1章 総論 (略)</p> <p>第2章 環境影響評価等の手順 (略)</p> <p>第1 事業計画概要書作成に係る手順 (事前配慮)</p> <p>1 概況調査の実施 (略)</p> <p>2 事前配慮の実施 (略)</p> <p>(1) 事前配慮の対象項目 事前配慮の対象項目は、<u>千葉県環境基本計画の事業別環境配慮指針に掲げる環境配慮事項の区分に定めるところによる。</u></p> <p>(2) 事前配慮の実施方法</p> <p>ア 対象事業計画を考慮し、概況調査結果及び<u>千葉県環境基本計画の行政区別環境配慮指針の各区の課題と配慮の方向から、当該事業において配慮すべき事項を抽出し、今後の事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。</u></p> <p>イ 対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、<u>千葉県環境基本計画の事業別環境配慮指針に掲げる環境配慮事項について検討し、以下の事項に区分する。</u></p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>3 事業計画概要書の作成 (略)</p> <p>第2 方法書作成に係る手順</p> <p>1 環境影響評価項目の選定</p> <p>(1) 環境影響要因の抽出 (略)</p> <p>(2) 環境影響要素の抽出 影響を受けることが予想される環境要素(以下「環境影響要素」という。)を抽出する。 環境影響評価の対象とする要素を抽出するに当たっては、<u>千葉県環境基本条例(平成6年千葉県条例第43号)の趣旨にのっとり、表2に掲げるところを参考とする。</u> なお、<u>表2</u>は、すべての事業に共通するものとして策定したものであり、抽出に当たっては、当該事業の特性、概況調査結果から見た地域の特性を踏まえて環境影響要素の細区分の追加、削除を行う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 項目選定結果の整理 (略)</p> <p>ア 影響評価項目及び重点化又は簡略化した項目が一覧できるマトリクス表 (<u>表3</u>参照)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2 調査、予測及び評価手法の検討</p>	<p>第1章 総論 (略)</p> <p>第2章 環境影響評価等の手順 (略)</p> <p>第1 事業計画概要書作成に係る手順 (事前配慮)</p> <p>1 概況調査の実施 (略)</p> <p>2 事前配慮の実施 (略)</p> <p>(1) 事前配慮の対象項目 事前配慮の対象項目は、<u>表2</u>に掲げる環境配慮事項の区分に定めるところによる。</p> <p>(2) 事前配慮の実施方法</p> <p>ア 対象事業計画、概況調査結果及び<u>千葉県環境基本計画を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺地域における地域の課題と配慮の方向を明らかにし、今後の事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。</u></p> <p>イ 対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、<u>表2</u>に掲げる環境配慮事項について検討し、以下の事項に区分する。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>3 事業計画概要書の作成 (略)</p> <p>第2 方法書作成に係る手順</p> <p>1 環境影響評価項目の選定</p> <p>(1) 環境影響要因の抽出 (略)</p> <p>(2) 環境影響要素の抽出 影響を受けることが予想される環境要素(以下「環境影響要素」という。)を抽出する。 環境影響評価の対象とする要素を抽出するに当たっては、<u>千葉県環境基本条例(平成6年千葉県条例第43号)の趣旨にのっとり、表3</u>に掲げるところを参考とする。 なお、<u>表3</u>は、すべての事業に共通するものとして策定したものであり、抽出に当たっては、当該事業の特性、概況調査結果から見た地域の特性を踏まえて環境影響要素の細区分の追加、削除を行う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 項目選定結果の整理 (略)</p> <p>ア 影響評価項目及び重点化又は簡略化した項目が一覧できるマトリクス表 (<u>表4</u>参照)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2 調査、予測及び評価手法の検討</p>

改定前	改定後
<p>選定した影響評価項目について、第3の2 調査の実施、3 予測の実施及び5 評価の実施の内容及び表4及び表5を参考として、調査、予測及び評価手法を検討する。</p> <p>調査手法については、調査内容、調査方法、調査地域及び地点を定めて調査を行う場合はその地点、調査期間及び頻度等について検討する。</p> <p>予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点を定めて予測を行う場合はその地点、予測時期について検討する。</p> <p>なお、表4及び表5は全ての事業及び全ての影響要因に共通するものとして策定したものであるため、手法の選定に当たっては、事業の特性、概況調査結果からみた地域の特性を踏まえ、項目選定で行った重点化、簡略化の区分に応じて適切に設定する。その場合、表4及び表5に記載した手法と同等又はそれ以上の信頼性を有する手法であれば、その根拠を示した上でその手法を用いることができる。</p> <p>3 方法書等の作成  (略)</p> <p>第3 準備書作成に係る手順 (略)</p> <p>第4 評価書の作成に係る手順 (略)</p> <p>第3章 事後調査等の手順 (略)</p> <p>第4章 環境保全措置 (略)</p> <p>第5章 環境影響評価関連図書等の作成方法 (略)</p> <p>第6章 補則 (略)</p> <p>図1 (略)</p> <p>表1 (略)</p>	<p>選定した影響評価項目について、第3の「2 調査の実施」、「3 予測の実施」及び「5 評価の実施の内容」並びに表5及び表6を参考として、調査、予測及び評価手法を検討する。</p> <p>調査手法については、調査内容、調査方法、調査地域及び地点を定めて調査を行う場合はその地点、調査期間及び頻度等について検討する。</p> <p>予測手法については、予測内容、予測方法、予測地域及び地点を定めて予測を行う場合はその地点、予測時期について検討する。</p> <p>なお、表5及び表6は全ての事業及び全ての影響要因に共通するものとして策定したものであるため、手法の選定に当たっては、事業の特性、概況調査結果からみた地域の特性を踏まえ、項目選定で行った重点化、簡略化の区分に応じて適切に設定する。その場合、表5及び表6に記載した手法と同等又はそれ以上の信頼性を有する手法であれば、その根拠を示した上でその手法を用いることができる。</p> <p>3 方法書等の作成  (略)</p> <p>第3 準備書作成に係る手順 (略)</p> <p>第4 評価書の作成に係る手順 (略)</p> <p>第3章 事後調査等の手順 (略)</p> <p>第4章 環境保全措置 (略)</p> <p>第5章 環境影響評価関連図書等の作成方法 (略)</p> <p>第6章 補則 (略)</p> <p>図1 (略)</p> <p>表1 (略)</p>

